

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

岡崎市

### 2 構造改革特別区域の名称

岡崎市ワイン特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

岡崎市の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 位置と地勢

岡崎市（以下「本市」という。）は、愛知県のほぼ中央に位置し、三河高原の西端に位置している。

市域の広がり、東西29.1km、南北20.2km、総面積は、387.20km<sup>2</sup>に及び、豊田市、新城市に次いで県内3番目の規模であり、山地、丘陵、台地及び平野など地形の変化に富み、水源が豊かで、緑に包まれた風光明媚な自然環境が豊かな地である。

本市を北から南に縦断して流れる矢作川の両岸は沖積地で、見事な水田地帯であることに加え、広く平坦であることから大型工場の適地でもある。また、市の中心部を流れる乙川の下流沿いは、美しい自然の景観に恵まれ、付近一帯の丘陵と相まって観光、文化、住宅の適地として最適の環境を有している。

#### (2) 気候

四季を通じて温暖な太平洋岸式気候に属し、年間平均気温は16℃～18℃であり、年間降水量は800mm～1,500mm程度である。農業振興の面でも、温暖な気候と豊富な水、肥沃な大地といった好条件がそろっている。一方、山間部では、やや低温多雨であるものの、その特性を活かした作物が生産されている。

#### (3) 人口

令和4年4月1日現在の本市の人口は384,996人（住民基本台帳）となっており、前年度より827人減少した。本市の人口は、昭和33年から増加を続け、平成22年に一旦減少したものの、その後増加に転じたが、令和2年に再び減少に転じ、令和4年も減少となった。また、令和4年4月1日現在の年少人口（0～14歳）は53,421人で前年より869人減少し、生産年齢人口（15～64歳）は239,136人で前年より962人減少、老年人口（65歳以上）は92,439人で前年より1,004人増加した。年少人口は14年連続で減少し、老年人口は増加を続けている。

#### (4) 産業

本市の産業では、第二次産業と第三次産業の就業人口が99%以上を占めており（令和2年国勢調査）、商業を取り巻く社会環境の変化は、中心市街地の空洞化が顕著となり、極めて厳しい状況にあるが、賑わいを取り戻すため、地域資源の活用や多様な主体との連携・交流による活性化、文化・コミュニティ機能の強化などによる商店街の活性化、機能分担による多角的な商業集積地の形成とともに、商店街における人材の育成と個店の魅力向上を図っている。また、工業については、自動車をはじめとする輸送機器、電気機器等を中心とした製造業が盛んであり、現在、県内第3位の製造品出荷額を誇る（2020年工業統計調査）。

#### (5) 農業

第一次産業である農業について、平野部の地域では水田農業を中心とした兼業農家が多くを占め、農業は都市近郊型が主体であり、平野部地域から中山間地域にかけて、水稲を中心に施設野菜・施設花き・果樹・畜産等の多種多様な農産物が生産されている。しかし、販売農家農業就業人口は、平成22年3,115人から令和2年1,742人に、経営耕地面積は、平成22年2,345haから令和2年1,864ha（2020年農林業センサス）と、人口、面積ともに減少している。その中で本市では、米、なす、ぶどう、いちご、花きなどの生産が盛んである。いずれも平成28年2月に農林産物の品質の向上や市場や消費者から信頼される特産品となること、農林業の活性化を図ること等を目的として、「岡崎市農林産物ブランド化推進品目」として定めており、この推進品目については積極的に6次産業化商品の開発を推進し、岡崎市を代表する新商品が生まれるよう支援することが「岡崎市農業振興ビジョン2030」にて記載されている。

その中でもぶどうは、主に本市の北部地域で複数の品種が生産されており、直売所や観光農園では、ジャムやジュース等の加工品も販売し、毎年それらを目的に来訪する市外からの消費者も多い。また、市内ぶどう農家とあいち三河農業協同組合との共同出荷による種無し巨峰の販売や市内産直施設等への出荷を始め、学校給食への提供等も実施し、地産地消を推進している。

本市のぶどうの生産面積は、約28ha（令和3年度岡崎市果樹振興会調査）であるが減少傾向にあり、農業就業者の高齢化による担い手不足や夏期の高温による品質低下、鳥獣による被害によって収穫量の減少といった問題が発生している。そこで、愛知県、岡崎市、あいち三河農業協同組合で新規就農者の育成支援（農業塾の実施、新規就農相談窓口の設置、新規就農希望者向けの支援制度及び農地の取得方法の紹介等）や、担い手確保（労働力不足に対する援農ボランティアの実施、農福連携の推進）等に取り組み、「岡崎市農林産物ブランド化推進品目」であるぶどうの生産促進に取り組んでいる。

### 5 構造改革特別区域計画の意義

前述のとおり、本市の農業は、農業就業者数や農地面積が減少し続け、生産現場は依然として厳しい状況に直面しており、生産基盤が一層脆弱化することが危惧されている。その様な課題に対し、本市では、令和3年3月に岡崎市農業振興ビジョン2030を策定し、10

年後の目指す姿を「持続可能な農業経営基盤の構築と農業の多面的機能の維持」として各施策を推進している。

その中でも、地元農産物等の6次産業化の推進は、新規就農者の参入・所得向上・雇用の拡大に繋がるとともに、新たな付加価値を創出し、産地の活性化や知名度向上により、本地域での交流人口増加が期待される。

現在、本市のぶどう農家は観光農園や直売等に加えて市外のワイナリーに委託醸造してワインを製造し、販売をしているが、6次産業化の具体的な推進のため本特例措置を活用することにより、高品質なぶどうの生産を続けながら果実酒製造までを生産地で行うというビジネスモデルの構築が可能となる。さらに、ぶどうのみならず、他の農林産物の果実酒の製造事業の展開を考えている他の小規模生産者が参入しやすい環境を整えることで6次産業化の取り組みを拡げることにつながるため、本特例措置の活用意義はきわめて大きいものである。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

本特例措置を活用することで、「岡崎市農林産物ブランド化推進品目」であるぶどうを原料とした果実酒の製造及び特産品としての開発を推進し、農商工連携や6次産業化による「岡崎産ワイン」のブランド化を確立させる。さらには、本特例措置を活用する新規事業の参入により、農業所得の向上並びに新たな雇用の創出や、ぶどうの栽培・経営面積の拡大といった農地の利用促進に加え、果実酒の提供による近隣市町の住民も含めた交流人口の拡大により、地域の活性化を目標とする。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) 農業振興

構造改革特別区域計画の認定を受け、当該規制の特例措置の活用により生み出した「岡崎産ワイン」は、本市の新たな特産品として、現在のぶどう農家への6次産業化の発展や、他産業からの新規参入者や新規就農者への本市の農業のイメージを向上させる。

### (2) 観光振興

岡崎市民や観光客に対し、岡崎産ワインの販売・PRを行うことで、地域住民が地域の良さを再確認でき、交流人口の拡大で観光消費額の増加と地域の定着が図られ、農村部の活性化が図られる。

### 【経済的社会的効果の目標指数】

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
特産酒類製造事業者数	1件	1件	2件
特産果実酒製造数量	2kl	2.5kl	5kl

## 8 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業

## 別紙

### 1 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物（ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。以下「特産物」という。）を原料とした果実酒を製造しようとする者

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

#### (2) 事業が行われる区域

岡崎市の全域

#### (3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

#### (4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載した者が、構造改革特例区域内において、地域の特産物として指定された果実（ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒の提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒を製造する。

### 5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本市が指定する特産物を原料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量（6k1）が2キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

これにより、新たな特産物及び地域ブランドの創出、農業者の6次産業化による経営多角化、農業生産拡大による地域農業の振興が図られる。

なお、当該特例措置により、酒類の製造免許を受けた場合、酒税法の規定に基づき酒税の納税義務者として必要な申告・納税や各種記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、特産酒類に係る製造免許を受けた者が酒税法の規定に反しないよう、指導及び支援を行う。